

和歌山県警察組織犯罪対策要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和 6 年11月19日 組対ほか第67号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要綱は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、和歌山県警察が警察庁及び他の都道府県警察と一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保するため、必要な基本的事項を定めたものです。

その内容は

- 推進基盤の整備
- 暴力団対策の推進
- 匿名・流動型犯罪グループ対策の推進
- 特殊詐欺対策の推進
- 薬物対策の推進
- 銃器対策の推進
- 国際組織犯罪対策の推進
- 犯罪収益対策の推進

等です。